令和５年11月21日
記者会見提供資料

令和５年葉山町議会第４回定例会提出議案

議案 59　令和５年度葉山町一般会計補正予算（第７号）
60　令和５年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
61　令和５年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
62　令和５年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第２号）
　　別紙「補正予算案の概要」のとおり

63　葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

　別紙「条例の概要」のとおり

64　葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

　別紙「条例の概要」のとおり

65　葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

　別紙「条例の概要」のとおり

66　葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

　別紙「条例の概要」のとおり

67　葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

　別紙「条例の概要」のとおり

68　葉山町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

　別紙「条例の概要」のとおり

69　指定管理者の指定について

　別紙「特定非営利活動法人　葉山風の子」の概要のとおり

令和５年度 12 月補正予算の概要

（単位:千円）

会計名		補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一般会計		12,685,186	50,869	12,736,055
特別会計	国民健康保険	3,666,521	△ 2,703	3,663,818
	後期高齢者医療	1,197,705	330	1,198,035
	介護保険	3,178,004	3,953	3,181,957
	小計	8,042,230	1,580	8,043,810
下水道事業会計		2,808,186	0	2,808,186
合計		23,535,602	52,449	23,588,051

１ 一般会計

(１)歳入

- 国庫支出金 ..... 16,524 千円
  - 産前産後保険料負担金 116 千円
  - 介護保険事業費補助金 511 千円
  - 子ども・子育て支援交付金 2,942 千円
  - 保育対策総合支援事業費補助金 12,955 千円
- 県支出金 ..... 4,345 千円
  - 産前産後保険料負担金 58 千円
  - 子ども・子育て支援交付金 2,942 千円
  - 保育対策総合支援事業費補助金 1,095 千円
  - 保育所等紙おむつ処分事業費補助金 250 千円
- 財政調整基金繰入金..... 30,000 千円

前年度末残高	1,434,434 千円 ①
補正前 今年度末残高見込	1,013,464 千円 ②
今回補正額（基金繰入額）	30,000 千円 ③
補正後 今年度末残高見込	983,464 千円 ②－③

(２)歳出

- 職員給与費 ..... △11,857 千円
  - 給料、職員手当等の変動に伴う更正減
- 他会計繰出金（職員給与費分） ..... 1,580 千円
  - 国民健康保険特別会計繰出金 △2,703 千円

後期高齢者医療特別会計繰出金　330 千円
介護保険特別会計繰出金　3,551 千円

- 会計年度任用職員（日々任用職員）報酬の更正増 ..... 609 千円
- 役場 1 階バイオフィリックデザイン導入業務委託 ..... 300 千円
  役場庁舎 1 階にバイオフィリックデザインを導入した物品等を設置
- 神奈川県町村情報システム共同事業負担金..... 1,276 千円
  障害者自立支援給付審査支払等システムの改修経費　253 千円
  介護報酬改定等に伴うシステム改修経費　1,023 千円
- 産前産後保険料繰出金 ..... 232 千円
  保険料減免分相当額を国民健康保険特別会計へ繰り出す
- 償還金 ..... 251 千円
  国から交付された令和 4 年度児童手当交付金の超過支給分の返還
- 放課後児童健全育成事業補助金 ..... 8,826 千円
  放課後児童クラブ「風の子学童クラブ」（令和 6 年 4 月移転開設予定）の移転開設経費の補助
- 認可保育所等補助金..... 16,569 千円
  ①小規模保育事業所「（仮称）かもめと風保育園」（令和 6 年 4 月開設予定）の開設経費の補助　13,346 千円
  ②町内保育所（ 6 施設）の使用済み紙おむつ処分経費の補助　3,223 千円
- 保育園運営事業 ..... 846 千円
  「葉山保育園」の使用済み紙おむつ処分経費
- 下水道投入施設維持管理事業..... 3,960 千円
  故障した「し尿投入施設」の機器修繕料
- 臨御橋架け替えプロジェクト推進事業 ..... 7,051 千円
  臨御橋の補修・補強方針整理業務を委託
- 小学校教師用指導図書購入費..... 10,659 千円
  令和 6 年 4 月から使用する指導図書の購入費
- 南郷中学校プール防水改修工事 ..... 8,195 千円
- 予備費（歳入歳出額の調整） ..... 2,372 千円

(3)債務負担行為の設定

- 子育て支援センター指定管理業務委託
  （令和 5 年度から令和 10 年度まで）　限度額 150,000 千円

2 国民健康保険特別会計

(1)歳入

- 国民健康保険料 ..... △232 千円
  産前産後保険料の減免分
- 一般会計繰入金 ..... △2,471 千円
  職員給与費等繰入金 △2,703 千円
  産前産後保険料繰入金 232 千円

(2)歳出

- 職員給与費 ..... △2,703 千円
  給料、職員手当等の変動に伴う更正減

3 後期高齢者医療特別会計

(1)歳入

- 一般会計繰入金 ..... 330 千円
  職員給与費等繰入金

(2)歳出

- 職員給与費 ..... 330 千円
  給料、職員手当等の変動に伴う更正増

4 介護保険特別会計

(1)歳入

- 一般会計繰入金 ..... 3,953 千円
  職員給与費等繰入金

(2)歳出

- 職員給与費 ..... 3,953 千円
  給料、職員手当等の変動に伴う更正増

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入　　（単位:千円、%）

区分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町税	5,610,831	44.2		5,610,831	44.1
地方譲与税	61,801	0.5		61,801	0.5
利子割交付金	3,000	0.0		3,000	0.0
配当割交付金	43,000	0.3		43,000	0.3
株式等譲渡所得割交付金	45,000	0.4		45,000	0.4
法人事業税交付金	32,000	0.3		32,000	0.3
地方消費税交付金	690,000	5.4		690,000	5.4
ゴルフ場利用税交付金	17,000	0.1		17,000	0.1
自動車取得税交付金	1	0.0		1	0.0
環境性能割交付金	11,000	0.1		11,000	0.1
地方特例交付金	23,704	0.2		23,704	0.2
地方交付税	1,214,446	9.6		1,214,446	9.5
交通安全対策特別交付金	4,000	0.0		4,000	0.0
分担金及び負担金	47,924	0.4		47,924	0.4
使用料及び手数料	176,976	1.4		176,976	1.4
国庫支出金	1,650,042	13.0	16,524	1,666,566	13.1
県支出金	806,810	6.4	4,345	811,155	6.4
財産収入	6,794	0.1		6,794	0.1
寄附金	75,000	0.6		75,000	0.6
繰入金	858,000	6.8	30,000	888,000	7.0
繰越金	688,724	5.4		688,724	5.4
諸収入	253,681	2.0		253,681	2.0
町債	365,452	2.9		365,452	2.9
合計	12,685,186	100.0	50,869	12,736,055	100.0

○ 歳出(目的別)　　（単位:千円、%）

区分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議会費	176,280	1.4	△ 783	175,497	1.4
総務費	1,948,123	15.4	△ 11,883	1,936,240	15.2
民生費	4,539,886	35.8	37,226	4,577,112	35.9
衛生費	1,738,176	13.7	△ 14,816	1,723,360	13.5
農林水産業費	51,695	0.4	2,428	54,123	0.4
商工費	304,947	2.4	8,630	313,577	2.5
土木費	1,351,008	10.7	19,279	1,370,287	10.8
消防費	720,166	5.7	△ 4,374	715,792	5.6
教育費	1,295,014	10.2	12,790	1,307,804	10.3
災害復旧費	1,000	0.0		1,000	0.0
公債費	524,389	4.1		524,389	4.1
諸支出金	35	0.0		35	0.0
予備費	34,467	0.3	2,372	36,839	0.3
合計	12,685,186	100.0	50,869	12,736,055	100.0

＊各表の構成比は、表示単位未満の端数整理により、合計が100%とならない場合があります。

議案第 63 号参考資料
第　4　回　定　例　会
令和 5 年 11 月 28 日

条例の概要

題　名

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1　趣　旨

令和５年８月７日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の期末・勤勉手当の支給率及び給料表について改正を行うこととした。

2　内　容

（1）　初任給を始め若年層に重点を置いて給料表の改定を行うこととした。

（2）　一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の期末・勤勉手当について、令和５年 12 月期及び令和６年度以降の支給率を、次のとおり改正することとした。

		一般職の職員		再任用職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
現行	６月期	1.2 月	1.0 月	0.675 月	0.475 月
	12 月期	1.2 月	1.0 月	0.675 月	0.475 月
	計	2.4 月	2.0 月	1.35 月	0.95 月
	年間計	4.4 月		2.3 月	

⇩

		一般職の職員		再任用職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和５年12月適用日	６月期	1.20 月	1.00 月	0.675 月	0.475 月
	12 月期	**1.25 月**	**1.05 月**	**0.70 月**	**0.50 月**
	計	**2.45 月**	**2.05 月**	**1.375 月**	**0.975 月**
	年間計	**4.5 月**		**2.35 月**	

⇩

		一般職の職員		再任用職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和６年４月施行日	６月期	**1.225 月**	**1.025 月**	**0.6875 月**	**0.4875 月**
	12 月期	**1.225 月**	**1.025 月**	**0.6875 月**	**0.4875 月**
	計	**2.45 月**	**2.05 月**	**1.375 月**	**0.975 月**
	年間計	**4.5 月**		**2.35 月**	

３　施行期日

（１）　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和６年４月１日から施行することとした。

（２）　給料表に係る改正規定は令和５年４月１日から適用し、令和５年 12 月期に支給する期末・勤勉手当に係る改正規定は令和５年 12 月１日から適用することとした。

（３）　令和５年４月１日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について、権衡上必要と認められる限りにおいて、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができることとした。

（４）　改正前の条例の規定に基づいて支給された給料は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるものの内払とみなすこととした。

議案第 64 号参考資料
第　４　回　定　例　会
令和５年 11 月 28 日

条例の概要

題　名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

１　趣　旨

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率の改正を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改めることとした。

２　内　容

期末手当の支給率を次のとおり改正することとした。

	現行	公布日施行	令和６年４月１日施行
６月期	2.2 月	2.2 月	**2.25 月**
12 月期	2.2 月	**2.3 月**	**2.25 月**
年間計	4.4 月	**4.5 月**	**4.5 月**

３　施行期日

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和６年４月１日から施行することとした。

議案第 65 号参考資料
第　4　回　定　例　会
令和 5 年 11 月 28 日

条例の概要

題　名

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1　趣　旨

令和５年８月７日に行われた人事院勧告を勘案し、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給率についての改正を行うこととした。

2　内　容

（1）　特定任期付職員の給料表について、国家公務員の特定任期付職員に適用する俸給表の改正に準じて給料表の改正を行うこととした。

（2）　特定任期付職員の期末手当について、令和５年 12 月期及び令和６年度以支給率を、次のとおり改正することとした。

		特定任期付職員
		期末手当
現行	６月期	1.625 月
	12 月期	1.625 月
	年間計	3.25 月

⇩

		特定任期付職員
		期末手当
令和５年12月適１用日	６月期	1.625 月
	12 月期	**1.75 月**
	年間計	**3.375 月**

⇩

		特定任期付職員
		期末手当
令和６年４月施１行日	６月期	**1.7 月**
	12 月期	**1.7 月**
	年間計	**3.4 月**

3　施行期日

（1）　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和６年４月１日

から施行することとした。

（２）　給料表に係る規定は、令和５年４月１日から適用し、令和５年 12 月期に支給する期末手当に係る規定は、令和５年 12 月１日から適用することとした。

（３）　令和５年４月１日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給について、権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができることとした。

（４）　改正前の条例の規定に基づいて支給された給料は、改正後の条例の規定による給料の内払とみなすこととした。

議案第 66 号参考資料
第 4 回 定 例 会
令和５年 11 月 28 日

条例の概要

題　名

葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

１　趣　旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第 37 号）の施行により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）が改正されたことに伴い、個人番号カード利用者証明用電子証明書をスマートフォン（移動端末設備）に記録することが可能となるため、所要の改正を行うこととした。

２　内　容

マルチコピー機（多機能端末機）による印鑑登録証明書の交付申請について、スマートフォン（移動端末設備）に記録した利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加することとした。

３　施行期日等

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

議案第 67 号参考資料
第　4　回　定　例　会
令和５年 11 月 28 日

条例の概要

題名

葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

1　趣旨

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和５年総務省令第 48 号）が本年５月 31 日に公布され、蓄電池設備等に係る基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2　内容

（１）蓄電池設備関係

ア　省令において規制の対象となる蓄電池設備について、安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分することとした。

イ　蓄電池設備の規制対象の適用区分を改めるとともに、蓄電池設備の種別及び安全性に応じた基準を加えることとした。

ウ　設置の際に届出を必要とする火を使用する設備等から、蓄電池容量が２０キロワット時以下の蓄電池設備を除外することとした。

エ　その他所要の改正を行うこととした。

（２）厨房設備関係

火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の離隔距離を定めている別表第３に、新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとした。

3　施行期日

（１）この条例は、令和６年１月１日から施行することとした。

（２）この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

議案第 68 号参考資料
第 4 回 定 例 会
令和５年 11 月 28 日

条例の概要

題　名

葉山町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

１　趣　旨

地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第 19 号）が令和６年４月１日に施行されることに伴い、所要の改正を行うこととした。

２　内　容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、引用している条番号の条ずれが生じるため、第６条中「第 243 条の２第８項」を「第 243 条の２の８第８項」に改めることとした。

３　施行期日等

この条例は、令和６年４月１日から施行することとした。

令和５年11月21日
記者会見提供資料

葉山町子育て支援センター 指定管理候補者について

１　施設の名称　　葉山町子育て支援センター（葉山町一色 1493 番地の１）

２　指定管理候補者

（１）名　　称　　特定非営利活動法人　葉山風の子
（２）主たる事務所の所在地　　葉山町下山口 624 番地の７
（３）法人の設立年月日　　平成 18 年 10 月 23 日

３　指定期間　　令和６年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで（５年間）

４　法人の目的

子どもたちの健全な育成を支援するため、保育園運営、子育て支援及び放課後児童健全育成に関する事業を行い、明るい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

５　法人の事業概要

（１）保育園運営に関する事業
保育が必要な乳幼児の保育と育成
（風の子保育園：葉山町上山口 1658 番地の 2）
（２）放課後児童健全育成に関する事業
小学生の放課後の安全を守り、様々な体験を通して、児童の健全な育成を図る。
（風の子学童クラブ：葉山町一色 1441 番地）
（３）子育て支援に関する事業
葉山町子育て支援センターの運営

６　指定管理候補者の選考の経過

（１）選考委員会の設置
葉山町子育て支援センター指定管理者選考委員会設置要綱に基づき設置
（２）選考委員会の開催
・令和５年 10 月 24 日（火）　委員長選出、概要・経過説明、評価方法の確認等
・令和５年 10 月 27 日（金）　応募者によるプレゼンテーション、委員からの質疑応答及び選考

７　選考委員会での選定方法

（１）選　　定

書類審査及び面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）により、葉山町子育て支援センター条例第６条に規定する指定管理者の基準の適合及び提案の評価を

行い、最高得点者を指定管理候補者として決定

（２）選定基準及び配点等

指定管理候補者の選定にあたっては、「住民の平等利用が確保されているか等、指定の基準に関する事項」、「業務遂行にあたっての理念、方針、計画、活動内容等に関する事項」及び「指定管理料提案額に関する事項」の３つの観点から評価